

前橋市火災予防条例の改正について（議案第79号）

消防局予防課

1 改正の理由

- (1) 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 健康増進法の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 条例に規定する急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等に充電する設備）の全出力の上限を撤廃する。（現行の上限は、全出力200キロワット）
- (2) 急速充電設備の基準を定める規定において、コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのもの）を用いて充電するものであることを明確化し、併せて変圧機能を有する設備本体と充電ポストで構成されるものを分離型の急速充電設備として規定する。
- (3) 喫煙所に健康増進法に規定する喫煙専用室標識を設ければ、条例に基づく喫煙所の標識の設置を要さないこととする。
- (4) 「禁煙」若しくは「火気厳禁」と表示した標識又は上記(3)の標識と併せて図記号による標識を設ける場合は、当該図記号は国際標準化機構（ISO）が定めた規格又は日本産業規格（JIS）に適合するものとしなければならないこととする。

3 施行期日

公布の日（ただし、2の(1)及び(2)については、令和5年10月1日）